

## 東栄町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び東栄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （事業所）

第2条 事業は、次に掲げる事業所において実施する。

名称	位置
とうえい保育園	東栄町大字本郷字上桜平28番地1

### （対象児童）

第3条 事業の対象となる児童は、利用当日において0歳6か月から満3歳未満（3歳になる誕生日の前々日まで利用可能）までの児童のうち、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- （1） 保育園、幼稚園、認定こども園又は地域型保育事業所に通っていない児童（企業主導型保育事業所に通っている児童は事業対象外とする）
- （2） 家庭的保育事業等による保育を受けていない児童

### （実施方式）

第4条 事業は、東栄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年東栄町条例第5号）第26条に定める余裕活用型乳児等通園支援事業により事業を実施する。

### （開所日）

第5条 開所日は、第2条に掲げる事業所の開所日と同様とする。ただし、土曜保育の時間は事業を実施しないものとする。

### （利用時間等）

第6条 対象となる児童の1か月当たりの利用時間の上限は10時間とし、1時間単位で利用することができる。なお、利用時間は当月分のみ有効であり、未利用時間について翌月以降に繰り越すことはできない。

- 2 利用可能時間は、午前9時から午前11時、午後1時から午後3時までの4時間とする。
- 3 利用定員は、時間帯につき1名とする。
- 4 給食及びおやつを提供はしないものとする。

(利用申請)

第7条 事業の利用を希望する保護者は、こども家庭庁が提供するこども誰でも通園制度総合支援システム（以下「総合支援システム」という。）により、利用申請をしなければならない。総合支援システムの利用が困難な場合は、東栄町乳児等通園支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第1号）を町長に提出し、利用申請をしなければならない。

- 2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、総合支援システムの認定を行うとともに、利用手続を可能にする登録を行うものとする。書類による申請があった場合は、その結果を東栄町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 第3条の規定に該当しない場合には、東栄町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用不認定通知書（様式第3号）により、その旨当該申請者に通知するものとする。
- 4 認定内容に変更があった場合は、速やかに町に申し出て、必要な手続を行うものとする。

(利用手続)

第8条 利用登録の決定を受けた保護者（以下「利用保護者」という。）が事業を利用しようとするときは、総合支援システムを通じて事前に利用の申込みをしなければならない。

- 2 利用保護者が初めて利用する際には、利用開始日の2週間前までに実施施設と事前面談を行わなければならない。事前面談の予約も総合支援システムを通じて実施施設へ申請する。
- 3 前項による事前面談の結果、事業の利用が可能と判断された後、利用保護者は利用希望日の予約を行うこととする。
- 4 実施施設は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、これを承認しなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、利用を承認しないことができる。

(利用保護者の費用負担)

第9条 利用保護者は、別表第1に規定する利用料を納付しなければならない。

- 2 町長は、別表第1に規定する利用料を利用保護者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、災害その他特別の理由がある者に対しては、利用料の

全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

(キャンセルの取扱い)

第10条 キャンセルに伴う利用料等の取扱いについては、別表第2に定めるとおりとする。

(利用認定の取消)

第11条 町長は、利用保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用認定を取り消すことができる。また、その結果を東栄町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認定取消通知書（様式第4号）により利用保護者に通知するものとする。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により利用決定を受けたとき。
- (3) 迎えの時間を守らないなど、施設側から注意をしても改善がみられないとき。
- (4) その他の理由により、利用認定を取り消すことが適当と認められたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

別表第1（第9条関係）

区 分	利 用 料
生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円
上記以外の世帯	1時間につき300円

別表第2（第10条関係）

	キャンセル日が 前日以前の場合	キャンセル日が当日以降の場合 (無断キャンセルを含む)
利用料の有無	発生しない	予約時間に係る全額が発生
利用時間の増減	増減なし	予約時間分を減算

※ キャンセル日とは、利用者がキャンセルの意思を利用施設に通知し、当該利用施設が通知の受領の意思を表示した日のことをいい、その日をもって利用申請及び利用決定が取消しされたものとする。

※ 利用保護者のキャンセルの理由は問わないこととするが、事業者起因する理由によって利用ができなかった場合には、利用料の請求や利用時間の減算等は行わないこととする。